免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１３３８号
東京都文京区向丘１丁目13―５―607、開始決定時の住所東京都文京区本郷４丁目１―８―601
破産者　渡邊真砂子
免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
平成26年５月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６６号
神奈川県川崎市高津区下作延４丁目27―14
破産者　山本　好晴
免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
平成26年５月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６７号
東京都大田区南千束１丁目14―２
破産者　嶋田　邦一
免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
平成26年５月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９８９号
東京都板橋区板橋３丁目62―１
破産者　玉山　　隆
免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
平成26年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０３８号
東京都港区麻布台１丁目８番10号
清算株式会社　株式会社コーデックス
代表清算人　原　　英人
１　決定年月日　平成26年５月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０４３号
東京都文京区後楽１丁目２番２号
清算株式会社　コスモ建設株式会社
代表清算人　松本　敏博
１　決定年月日　平成26年５月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第３０２１号
大阪市浪速区難波中１丁目10番４号
清算株式会社　株式会社サンスイ
１　決定年月日　平成26年５月22日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権
清算株式会社に対して協定債権を有する債権者とその有する協定債権の内容は、別紙「協定債権一覧表」記載のとおりである。
第２　弁済の方法
１　協定による弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　協定債権者が振込先を指定しなかった場合は、弁済の場所は、清算株式会社の本店所在地とする。
第３　弁済及び免除
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける（以下、協定債権から特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除いた部分を「一般債権」という。）。
２　弁済及び免除
本協定認可決定確定後１か月以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
（弁済額の算定）
協定債権者の弁済額は、一般債権額を基準債権額として、金20,637,747円を基準債権額により按分してプロラタ弁済額を定める。
３　前項に基づく弁済額の合計金20,637,741円と、配当原資金20,637,747円の差額については、清算の費用の一部に充てる。
第４　協定認可後に発見された財産
協定が認可された後に新たな財産が発見された場合は、清算会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙「協定債権一覧表」記載の債権比率に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第３、２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第２号
沖縄県那覇市字上間290番地４
再生債務者　株式会社マルエー
１　主文　本件再生計画を認可する（ただし、再生債務者の再生計画案〔平成26年４月８日受付〕添付の別表１中、№90、届出番号92の１クリセン株式会社が届け出た債権に関する部分を、別紙のとおりとする。）。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
（別紙省略）
平成26年５月22日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成２５年（再）第５８号
埼玉県さいたま市大宮区仲町３丁目153番地
再生債務者　株式会社マインド
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年５月22日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１０号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目37番５号
再生債務者　益子　和頼
１　決定年月日時　平成26年５月23日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月13日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月27日から平成26年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第４７号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1351番地７
再生債務者　柳杭田明美（旧姓仲臺）
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月30日から平成26年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第２２号
愛知県西尾市吉良町宮崎丸山44番地４　株式会社竜宮ホテル丸山寮
再生債務者　南谷由加利（旧姓安部）
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月23日から平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第８号
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野外141番地
再生債務者　北川　義寛
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月23日から平成26年７月７日まで
大津地方裁判所彦根支部